

# 厚生労働大臣が定める 掲示事項

## 1 入院基本料に関する事項

### (1) 精神病棟入院基本料（13対1）【西4病棟】

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。

### (2) 精神病棟入院基本料（13対1）【東2病棟】

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

### (3) 精神病棟入院基本料（13対1）【東3病棟】

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内です。

### (4) 精神科救急急性期医療入院料【西2病棟】

当病棟では、1日に15人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

### (5) 精神科急性期治療病棟入院料1【西3病棟】

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は15人以内です。

### (6) 児童・思春期精神科入院医療管理料【東1病棟】

当病棟では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。  
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- 朝8時45分～夕方5時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- 夕方5時30分～深夜1時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。
- 深夜1時～朝8時45分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

## 2 入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

## 3 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## 4 保険外負担に関する事項

### (1) 診断書・証明書料（一通あたり）

生命保険会社診断書	5,500円	施設等入所用診断書	3,450円
自賠責診断書	5,500円	精密診断書	3,450円
精神障害者手帳用診断書	3,450円	普通診断書	1,770円
自立支援医療用診断書	1,770円	その他の証明書	1,030円
エックス線写真複写 (光ディスク)	1,100円		

### (2) 特別の療養環境の提供

使用料(1日)	病床数	主な設備・備品
4,400円	2	シャワー、トイレ、テレビ、冷蔵庫 等

### (3) その他保険外負担に係る費用

診察券再発行手数料	1件	200円
医師面談手数料	1回	5,500円
在宅患者診療・指導及び精神科退院前訪問指導に係る交通費	訪問1回	片道の距離が5キロメートル以下の場合にあっては、250円。5キロメートルを超える場合にあっては、当該距離を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に250円を乗じて得た額
セカンド・オピニオン料	30分以内	11,000円
	30分超	11,000円に30分毎5,500円を加えた額
死後処置料	1件	5,500円